



# 国民健康保険だより



## 平成26年度から国民健康保険税の税率を変更しました

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。今年度から資産割を廃止したことに伴い、税率の改定を行います。市全体の課税総額に変更はありませんが、一部の世帯の人は保険税が前年と比べて増税されます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 【改正のポイント】

1. 資産割を廃止します。
2. 所得割、均等割、平等割、課税限度額を引き上げます。
3. 法定軽減対象世帯の基準を拡大しました。
4. 知立市独自の軽減を新設します。

### 【税率の比較表】

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分（40～64歳）	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
所得割	5.6%	5.8%	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%
資産割	16.0%	廃止	4.0%	廃止	3.0%	廃止
均等割（1人あたり）	20,500円	22,600円	5,800円	6,400円	6,400円	7,000円
平等割（1世帯あたり）	18,900円	21,000円	5,400円	6,000円	3,900円	4,300円
課税限度額	500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

### 【税率改定（資産割廃止）によるモデルケース】

ケース① {65歳以上夫婦 夫所得200万円 妻所得0円 固定資産税0円}

H25 192,100円 ⇨ H26 205,100円

13,000円 増

ケース② {65歳以上夫婦 夫所得200万円 妻所得0円 固定資産税13万円}

H25 218,100円 ⇨ H26 205,100円

13,000円 減

これまでは固定資産税の有無によって保険税額に差がありましたが、これからは所得が同じなら固定資産税の有無に関わらず同じ保険税額になります。

### 【法定軽減対象世帯の拡大】

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、5割軽減および2割軽減の基準を拡大しました。7割軽減の基準となる所得は以前の通り33万円です。

軽減割合	世帯の合計所得金額（変更前）	世帯の合計所得金額（変更後）
5割軽減	33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)	33万円+24.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+35万円×被保険者数	33万円+45万円×被保険者数

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

▶ 問合せ 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

## 独自軽減の実施

税率改定によって急激な負担増とならないように、知立市独自の軽減を新たに実施します。法定軽減世帯の人は、均等割額と平等割額の7割または5割または2割が軽減されています。今回の独自軽減は法定軽減適用後の均等割からさらに10%を軽減します。

## 国民健康保険税の納税通知書を送ります

平成26年度（平成26年4月分～平成27年3月分）の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に納税義務者である世帯主あてに送ります。納期は下記のように7月末から2月末までの年8回です。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

※特別徴収（年金天引き）対象者の人は、年金支給月に年金から天引きします。

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「認定証」）とは、医療費が高額になった場合、この認定証を提示することにより窓口での支払いが自己負担限度額までにとどめられるもので、申請により希望者に交付しています。ただし、食事代、差額ベッド代等は除きます。また、非課税世帯の人は食事代が減額されます。

現在お持ちの認定証は7月末で有効期限が切れます。国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、下表をご確認ください。

国民健康保険	証名	限度額適用認定証		限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	7歳未満	国民健康保険税の滞納がない人	共通	同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が住民税非課税の人 ※国民健康保険税の滞納がないこと
7歳以上	高齢受給者証で適用 ※特に申請は必要ありません。				
更新・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認定証を更新する人 8月29日(金)までに、印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。7月中でも受付しますが、8月初旬の発送となります。</li> <li>■新規に交付を希望する人 医療機関にかかる予定月の末日までに、印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。</li> </ul>				

▶問合せ 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

後期高齢者医療制度	証名	限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、同じ世帯の人全員が市民税非課税、または免除されている被保険者の人	
更新・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>■7月31日有効期限の認定証をお持ちの人 所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末日までに郵送します。改めて申請をしていただく必要はありません。古い認定証はハサミなどで切り、使用できないようにして破棄してください。</li> <li>■新規に交付を希望する人 印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。</li> </ul>		

▶問合せ 国保医療課 医療係 (☎95-0151)